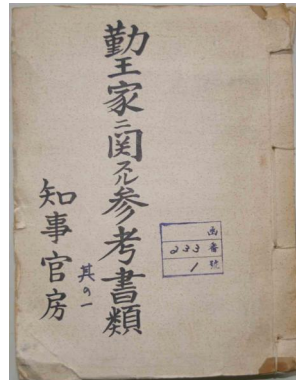


# 明治の公文書に見る秋田藩戊辰戦争

# 古文書倶楽部



表紙

神宮寺での戦闘の様子を描いた絵図。他にも戊辰戦争関係の絵図あり

【発行】  
秋田県公文書館  
2008.5  
第22号

今号の「古文書倶楽部」では、明治期の公文書『勤王家閩スル参考書類 其の一』を紹介します。明治維新から約四十年後、知事官房で作成された戊辰戦争関係の簿冊とは？知事官房が刊行した本とは？

## 今月のおすすめ資料

勤王家閩スル参考書類 其の一 (資料番号 930103 11463)

この簿冊には、慶応四年(一八六八)の戊辰戦争時に遊撃隊や有志隊として活躍した旧秋田藩士による秋田県知事あての上申書が五通綴られています。時期は明治三十九年(一九〇六)から四十一年にかけてで、上申書の内容は、戊辰戦争で功績を挙げた我々の実績を調査してほしいというものでした。上申書には、参考資料として小冊子『吉川父子 秋田藩勤王始末』(明治二十七年)や荒川秀種著・小野崎通亮編『戊辰私記』、『遊撃隊戦争手続書』、『遊撃隊軍中日誌抄写』、『秋田沿革史大成抄』、そして戦争関連の絵図(七枚)を添付するとあります。

戊辰戦争から約四十年が経過し、次第に人々の記憶から明治維新の争乱の記憶が薄れていく中で、戦争を勝利に導いたのは自分たちであり、これが公的に認められぬまま時が過ぎていくのが無念でならない。その気持ちを上申書からよく伝わってきます。

秋田県知事・下岡忠治は、明治四十年(一九〇七)十二月九日、郷土史家・真崎勇助に勤王者事績調査委員を委嘱します。その委嘱状は落穂文庫「知事官房へ出頭可致書状」(資料番号 落672)にあります。

真崎ら秋田県知事官房調査委員は、明治四十一年九月『秋田藩戊辰勤王始末』を刊行します。この本は県立図書館に所蔵されています。(請求記号 21 33 712)

もっとも、この本は非売品で、広く出まわったわけではないようです。「真崎勇助宛史料取調に関する書状」(落636)を見ると、明治四十四年九月十四日、真崎勇助は知事官房職員から戊辰戦争の講話を依頼されるのですが、その際知事官房職員は『秋田藩戊辰勤王始末』を準備するが、残部がないので講話終了後に返却してほしい旨が記されています。当時から貴重な本だったのですね。

公文書の簿冊と古文書の落穂文庫、そして県立図書館所蔵の本をうまく使えば、新たな歴史像を描くことができるわけです。皆様ふるって御利用のほどを。(畑中康博)

赤穂事件の話 再び…

東山文庫「秋田史談会記事」より

一面で取り上げた真崎勇助は、明治四十二年(一九〇九)秋田県初の民間の歴史研究団体「秋田史談会」を設立します。その活動は、会員が例会に持ってきた古文書を真崎や同じく郷土史家の東山多三郎が解説するというもの。この会の活動は東山文庫「秋田史談会記事」(AH204 19)から分かります。

問題は明治四十四年一月十五日に開かれた第十三回例会の記事。この日、東山多三郎は元禄期の秋田藩の家老、梅津忠昭の日記を持ってきて次の箇所を会員に紹介しました。

三月十四日(元禄十三年) 天気よし

一今酉の刻、大嶋小助より手紙参候。今日於殿中、浅野内匠頭殿吉良上野介を後より二太刀御討被成候。其節其場に御留守居御番梶川与惣兵衛殿と申す衆御在合、内匠殿御討の小サ刀御取候由。上野介殿は残命にて屋敷へ引取、内匠殿は田村右京殿へ御預の由。則戸田能登守殿被仰付、於御評定所御詮議有之由御座候。

同十五日 天気よし

前略 浅野内匠殿、昨晚の内に切腹被仰付候。吉良上野介殿へは、疵平癒次第前度の通り可相勤の由被仰出候云々。

赤穂事件の記事は当館所蔵「岡本元朝日記」

にあるのですが、「古文書倶楽部」第二十号参照)梅津忠昭の日記にもある!そこで当館所蔵「梅津忠昭日記抄」(県A 142)を当たつたのですが、該当部分がない!

「梅津忠昭日記抄」は、江戸時代に「梅津忠昭日記」を筆写したものとすると、東山多三郎が持ってきた日記は、その原本。

赤穂事件に関する大発見となるであろう「梅津忠昭日記」の原本は今いずこ?

「秋田史談会記事」は複製本が閲覧室にあります。どうぞお気軽に御利用ください。

(畑中康博)

古文書こぼれ話

宇留野源兵衛勝明の功罪

天和二年(一六八二)から元禄十年(一六九七)にかけて秋田藩の家老を勤めた宇留野源兵衛勝明は、家老就任直前の天和元年、藩主佐竹義処の世子義林に政治のあり方を次のように説いています。

百姓より過役を取ては百姓之御仕置ならぬ事也。百姓困窮すれば地頭士窮し、士窮する時は商なきゆへ町人もつまり、公務不叶故国守に難来る也。百姓を能々御仕置可被成御事、是御国之本に御座候。

(大正秋田県史二冊)

ここで宇留野は、領内の百姓を大事に扱うことが政治の根本であることを説いています。しかし家老となった宇留野源兵衛は、元禄九

年(一六九六)、宇治の茶売商人小幡屋に領内の茶の独占販売を認めました(大町三丁目記録永代帳)。また翌十年には、城中に着を納品する権利を、それまで独占していた肴町以外の商人に与えました。(二期新秋田叢書「肴町記録」)

これは藩財政悪化の中で、販売権を新規の商人に与えることで、彼らからの上納金で藩庫を潤そうとする狙いがあったのです。しかし、それまで販売権を得ていた商人は、宇留野の施策が「家督破り」であると騒ぎ立てました。

実は「家督破り」は十七世紀中頃からありましたが、その規模は小さく、藩は取り締まりを強化していました。宇留野はこれを逆手にとり、財政窮乏の打開策として行ったのです。

ところが施行してみると、家督町商人が一斉に反対し、宇留野は失脚を余儀なくされます。ではなぜ宇留野は失脚したか?

藩は寛文十二年(一六七二)、久保田城六門脇の御会所での政治を始め、貞享四年(一六八七)から「本方御用、自今家老の月番支配」(前掲県史)とあるように、月番の家老が藩の經理の権限を持つことにしました。しかし、宇留野は合議制を無実化し、自らの力を突出させる状況を作りました。その結果、財政難の起死回生策「家督破り」は、家督町商人の反対の声が上がるや、他の家老は宇留野を独断であると非難し、失脚に追い込むのです。

新しい政策を遂行するには、担当者間の意思疎通を大切にしなければならぬ。そのことを痛感させられるべきことです。(越中正一)